

2022年11月30日

各 位

会 社 名	株式会社リミックスポイント		
代表者名	代表取締役社長 CEO	小田 玄紀	
	(コード番号：3825)		
問合せ先	取締役経営管理部長	高橋 由彦	
	(TEL：03-6303-0280)		

## 一部報道の件について

本日、一部報道機関において、「当社代表取締役である小田玄紀が台湾で指名手配を受けている」旨の報道がありました。

本報道について、その内容に一部誤認及び誤解を招くおそれがあるため、当社が認識・把握している事実を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事実経緯の概要

2019年7月11日に当社連結子会社であった株式会社ビットポイントジャパン（東京都港区、代表取締役社長：田代卓）（以下「BPJ」という。）（現在は当社の持分法適用会社）で発生した暗号資産の不正流出事故（以下「本件事故」という。）に関連して、2019年11月14日付「（開示事項の経過）当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」に記載のとおり、BPJは、ビットポイントエーペックインヴェストメント株式会社及び台湾サモアビットポイントエーペックテクニカル有限会社（薩摩亞商幣寶亞太科技有限公司台灣分公司）（以下「BPTW」という。）から、不法行為に基づく損害賠償請求等で東京地裁に民事訴訟（以下「本件民事訴訟」という。）を提起され、現在もなお、本件民事訴訟は第一審において係属しているところです。

本件民事訴訟については、当社及びBPJは、BPTWら原告の請求及び主張には理由がないものと判断しており、訴訟手続においてBPJの見解の正当性を主張しているところです。

他方で、台湾において、BPTW及び同社の台湾顧客3名（以下あわせて「刑事自訴原告」という。）は、本件事故を奇貨として、当社代表取締役でありBPJ代表取締役副会長（現在。当時はBPJ代表取締役社長）である小田玄紀（以下「小田」という。）個人を被告人として、2020年3月、詐欺、業務上横領、台湾商業会計法違反を罪状として、刑事自訴（以下「本件刑事自訴手続」という。）を台北地方法院に提起しました。なお、台湾では、現地法令上、被害者による刑事訴追が認められています。

本件刑事自訴手続では、BPTWら刑事自訴原告は、BPJとBPTWとの取引において、小田について詐欺、業務上横領、商業会計法違反に該当する事実があった、本件事故に関連して小田について詐欺、業務上横領に該当する事実があったとの主張を行いました。ところが、刑事自訴原告が主張する

ような事実は一切なかったものと判断しております。

小田は、これに対し、本件刑事自訴手続において、台湾現地の弁護士らを弁護人として選定し、当該弁護人を通じて、台北地方法院における準備手続及び審理手続に真摯に対応し、刑事自訴原告らが主張する事実は存在せず、また、刑事自訴原告らの訴えは現地法律に定める犯罪構成要件を充足する内容となっていない、したがって、小田については無罪であることを主張してきました。

台北地方法院は、本件刑事自訴手続の審理上、被告人である小田に対する直接の尋問が必要であると判断して、初回期日（2020年7月14日）を含め4回、小田に対し台北地方法院への出頭を求めてきました。ところが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念、台湾政府による防疫上の台湾への入境制限に加え、台北地方法院が指定した出頭期日が当社の決算発表等のタイミングと重なるなどを理由として、小田は、欠席届を台北地方法院に提出したうえで現実には出頭せず、もっぱら現地弁護人による対応としてきました。なお、小田としては、本件事故に関連する紛争の早期解決を図るためにも、東京にある台北駐日経済文化代表処等に赴き当該場所からリモートでの証言録取又は尋問を行うことも検討するよう、現地弁護人を通じて台北地方法院に働きかけましたが、刑事自訴原告であるBPTWがこれに反対したこともあり実現しませんでした。なお、小田が台北地方法院による出頭要請に応じてこなかったのは、逃亡等の意図はなく、上記のとおり、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延状況下において台湾への出入境を行うとそれによって生じる隔離期間の負担等から、上場企業の代表取締役としての職責を果たし得ないと判断したこと等によるものであり、正当な理由があったものと判断しております。

しかるに、2022年4月18日頃、台北地方法院は、小田が同法院への出頭を求める召喚に応じてこなかったことを理由として、小田に対して「通緝」を発令することを決定し、同月25日、当該「通緝」発令の事実は台湾政府当局のウェブサイトにおいて公表されました。

## 2. 今般の「通緝」の法的性質と影響等

台湾の刑事訴訟法によれば、被告人が逃亡し又は蔵匿される場合、裁判手続中は裁判所長が署名した通緝書をもって、「通緝」を発令することができ、当該「通緝」が通知又は公表された後に、検察官、司法警察官は被告人を拘引又は逮捕することができるとされています。

「通緝」は、犯罪の嫌疑があることを前提とするものではなく、あくまで、被告人が裁判所に出頭しない場合に、手続上の出頭確保を目的として発令されるものであることから、日本法における「勾引」（刑事訴訟法第58条）に類似するものであると理解できるものと思料しています。「通緝」は日本語では「指名手配」と訳されることがありますが、台湾法上、「通緝」は犯罪の嫌疑があることを前提としないため、日本における「指名手配」とは異なるものです。また、「通緝」の発令によって被告人に対する刑事罰、行政罰等は発生しないとのことでした。

本件刑事自訴事件の現地弁護人によれば、いったん「通緝」が発せられると、当該刑事自訴事件の審理は中止され、自訴原告も被告人も「通緝」発令自体に対する異議を唱える手続法上の機会はありません。このため、台湾の刑事訴訟実務上、裁判所が案件を事実上終了させるために「通緝」を発令することは、特に係属期間が長期にわたるものについては、よく見られるものであるとのことでした。

なお、日本と台湾との間には正式な国交がないこと、刑事手続等に関する条約・協定もないことから、台湾裁判所による「通緝」は、日本国内において効力を有するものではありません。またBPTWらとBPJとの間で東京地裁に係属している本件民事訴訟に対する影響もないと考えております。

さらに、小田に対する「通緝」の発令は、犯罪の嫌疑を前提とするものでも、小田に対する罰則等が発生するものではないことから、当該事実をもって小田が責任をとるような事態はないものと判断しております。

なお、当社及びそのグループ企業は、本日現在、台湾において事業を実施しておらず、また、その

予定もないことから、当社業績等への影響はほとんどないものと考えています。

以上